

# 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」について

(平成20年6月18日公布、同年9月17日施行)

## ①教科書デジタルデータの提供 (第5条関係)

- 教科書デジタルデータの文部科学大臣等\*への提供を教科書発行者に義務づけ
- 提供されたデジタルデータは、ボランティア団体など教科用特定図書等\*の作成者に提供

\*「教科用特定図書等」：教科用拡大図書、教科用点字図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの

\*「文部科学大臣等」：文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者

## ②標準的な規格の策定・公表 (第6条関係)

- 文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準規格を策定・公表
- 教科書発行者は、標準規格に適合する教科用特定図書等を発行する努力義務を負う

## ③教科用特定図書等の無償給与 (第10条～第16条関係)

- 小中学校の通常学級における教科用特定図書等の無償給与について法定化
- 標準教科用特定図書等の需要数報告について法定化

## ④その他 (附則第1条関係)

- 平成21年度において使用される検定教科書及び教科用特定図書等から適用